

地域一体となった広域型総合防除体制のあり方について (中間取りまとめ)

はじめに

農業者による病虫害・雑草防除は、自ら栽培する農作物の被害防止だけでなく、周辺地域への病虫害・雑草のまん延を防止し、地域の農業生産の安定や持続的な発展等に寄与している。しかしながら、農業従事者の減少・高齢化、遊休農地や放任園、農地以外の場所等を発生源とする病虫害・雑草に関する課題の顕在化、気候変動による病虫害・雑草の発生状況の変化等により、個々の農業者による防除対策だけでは、農作物への損害の発生や周辺地域への病虫害・雑草のまん延を抑えることが困難な事例が報告され、地域における防除体制の見直しは喫緊の課題である。

令和 6 年に施行された改正後の「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号。以下「基本法」という。）においては、第 41 条が新設され、国は、植物に有害な動植物（病虫害・雑草）の発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものと規定された。また、基本法に基づき施策の方向性を具体化した「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定。以下「基本計画」という。）に即して、持続的かつ効果的な防除を進めるため、「予防・予察」に重点を置いた総合防除の一層の推進及び生産現場への浸透を図る必要がある。

更に、生産現場における総合防除の実践の必要性や目的、基本的な考え方・実践体系等を示す「総合防除実践ガイドライン」（令和 7 年 9 月 10 日付け 7 消安第 3099 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）においては、求められる方向性として、スマート農業技術等を活用した新たな防除技術の研究開発の推進及びその生産現場への導入、農業者に寄り添い総合防除の実践をサポートする体制の構築・強化等に加え、広域連携や地域一体での課題解決に向けた総合防除の実践体制の整備により、様々な指導者を活用しつつ、農業者へ、より分かりやすく使いやすい形での総合防除の普及を進めることとされている。

こうした総合防除の推進に係る動向や施策を踏まえ、地域一体となった広域型総合防除体制のあり方について検討するため、「病虫害防除体制に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置された。令和 7 年度中に計 4 回の検討会が開催され、地域の病虫害・雑草防除体制の課題や、広域型総合防除の基本的な考え方等について検討を行った。本中間取りまとめは、現時点で得られた情報や、検討会委員の意見等に基づき、必要な事項を整理したものである。

1. 検討会の目的

発生及びまん延への対応が必要な病虫害・雑草と対象作物の組合せは多岐にわたり、

それらの国内における分布は局地的でない場合が多いことから、複数の都道府県が病害虫・雑草の防除対策に係る同様の課題等を抱えている。個々の都道府県だけでは人員が限られる状況にあって、課題解決のため、速やかに効率的かつ効果的な防除体系の確立を図るためには、課題解決に向けた研究開発や地域に合った実証等を分担及び協力しながら、得られた科学的知見や防除技術等に関する情報を共有するとともに、地域の協議会等も活用しながら広域型の対応を進めていくことが有効と考えられる。

このため、2.（1）～（3）に示す諸課題及びそれらへの対応に資するよう、ガイドラインに示す生産現場において総合防除を実践することの基本的な考え方（下記参照）を踏まえながら、地域一体となった広域型総合防除体制のあり方について、各地域におけるこれまでの取組事例も参考に検討を行った。

なお、検討会では、ガイドラインの位置づけに鑑みて、指定有害動植物（植物防疫法第22条第1項に規定する指定有害動植物をいう。）を中心とする、国内で既発生であり農業生産活動を営む各々の地域で防除対策が必要となる有害動物又は有害植物について具体的な検討の対象とし、ミカンコミバエ種群、ウリミバエ等の我が国への侵入・まん延を警戒する有害動物又は有害植物（植物防疫法第16条の6に規定する侵入警戒有害動植物をいう。）に係る検討は行わないこととした。

（参考）

＜総合防除の実践に係る基本的な考え方＞（ガイドラインより抜粋）

総合防除の実践とは、利用可能な全ての選択肢を慎重に検討し、農薬の使用を含む各措置の経済性を考慮しながら、病害虫・雑草の発生及び増加を抑制し、かつ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を低減又は最小の水準にとどめる適切な措置を総合的に講じるものである。

また、総合防除の実践に当たっては、農業を取り巻く生態系（農業生態系）のかく乱を可能な限り抑制しつつ、作物の健全な生育を重視し、生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用する。

2. 地域全体での総合防除の実践の必要性

（1）我が国の食料・農業・農村に係る課題や構造転換に向けた対応方針

我が国の基幹的農業従事者の平均年齢（令和6年）は69.2歳となっており、今後、高齢者のリタイアによる農業従事者の急速な減少が見込まれる。また、20年後の基幹的農業従事者の中心となる50代以下の基幹的農業従事者数が占める割合は、全体の20%である。

国内の農地面積は、483万ha（2000年）から427万ha（2024年）へと、25年間で約12%減少している。また、農業経営体数は、236.5万経営体（2000年）から107.6万経営体（2020年）へと20年間で半減しているが、法人等団体経営体は増加（2.8万経営体から3.8万経営体）しており、これら法人等の担い手が離農農地の受皿として経営規模を拡大し、地域の農業生産や農地維持に貢献している。

こうした担い手への農地集積率は、令和5年度時点で6割まで拡大しており、2030

年（令和 12 年）までに 7 割を目指し、長期的には、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造（8 割）に到達すべく農地の集積・集約化の推進が図られている。農業経営体数は 2020 年と比べて 2030 年までに更に半減する（54 万経営体）と見込まれる中、経営規模の拡大がない場合、2020 年と比べて約 3 割の農地が利用されなくなるおそれがある。このため、国内の農業生産量を維持するには、生産性の抜本的向上による、経営規模の拡大に向けた取組が極めて重要となる。

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減を図るためには、スマート農業技術の導入、担い手への農地の集積・集約化等に資する基盤整備による、良好な営農条件の確保が重要である。このため、地域計画（農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画をいう。以下同じ。）と連携しつつ、農地の大区画化を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、情報通信環境の整備等の推進が求められている。更に、農業者が大幅に減少することが見込まれる中、スマート農業技術の活用を促進する農業支援サービス事業者の育成や活動支援の推進が求められており、令和 6 年度に実施された調査（対象：19,978 人、有効回答者数：10,383 人）によると、農業支援サービスを利用している農業の担い手は 2,914 人、農業支援サービスの利用を希望している農業の担い手は 5,077 人となっており、どちらも前年度より増加している。

（２）農業者の減少・高齢化、農業経営の大規模化等に伴う病虫害・雑草防除の課題

上記のような我が国の食料・農業・農村に係る課題に関して、過去に農林水産省消費・安全局植物防疫課が実施した、病虫害・雑草防除に係る都道府県担当者への意見照会においては、農業者の減少や高齢化に伴う労力（量・質）不足により、

- －生産現場での病虫害の発生状況の変化への対応（例：高齢により微小害虫等の確認が難しくなることによる初期発見の遅れ、労力不足によりほ場の観察が困難）
- －適切な防除の実施（例：防除作業を委託しているため発生状況に応じた防除や突発的な発生への対応が困難、地域の組織力の低下）
- －新しい知見や技術の導入に対応できない

等の課題が生じていることが確認されている。

また、これら課題の解決のためには、適時の発生予察情報の提供による注意喚起、農家への指導方法の改善、作業委託による共同防除、地域の実情に応じた防除体系への見直し、スマート農業技術の導入推進、担い手の育成・確保等が求められている。

なお、遊休農地や放任園など適切な管理がされない農地の存在が要因となり、防除対策が課題となっている作物、病虫害・雑草の例としては、表 1 に示す組合せが挙げられる。併せて、これらの課題に対応すべく検討又は実施されている対策として、放任園の解消に係るプロジェクトチームの設置、農薬を含む防除対策経費の助成、休耕田での防除指導等が、都道府県担当者から情報提供されている。

表1 適切な管理がされない農地等の存在を要因として課題となっている病虫害・雑草の例

作物	病虫害・雑草の例
水稻	斑点米カメムシ類（イネカメムシを含む。）、スクミリンゴガイ、いもち病、ナガエツルノゲイトウ、ヒエ等
麦類	カラスムギ
大豆	外来雑草
かんきつ	ミカンバエ、カミキリムシ類、カイガラムシ類等
かき	炭疽病、カキノヘタムシガ
ばら科果樹	クビアカツヤカミキリ、シンクイムシ類、ヤガ類
りんご	黒星病、腐らん病
作物全般	コナジラミ類、アザミウマ類等（虫媒伝染性ウイルス）

注）記載内容は、都道府県担当者への聞き取りに基づく一例である。

また、農業経営の大規模化により、細やかな防除対応や新たな技術開発等に関する課題・ニーズ（例：管理作業に時間を要し発生状況に応じた防除が困難、法人従業員の知識及び技量が不十分、省力化技術の開発・導入が必要、栽培体系の変化に応じた発生予察調査が必要）が生じていることが、植物防疫課による都道府県担当者への意見照会において確認されている。

これら課題の解決のためには、スマート農業技術の導入推進、発生予察の調査手法や情報発信の方法の改善、地域の実情に応じた防除体系の見直し、作業委託による共同防除等が求められている。

（３）栽培体系の多様化に伴う生産現場の課題

食料システムを持続可能なものとするためには、食料供給が環境に負荷を与える側面にも着目し、農業者、食品事業者、消費者等の関係者・団体の理解と相互連携の下、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全等に配慮した食料生産や、それら食料の流通・消費などを通じた、環境と調和のとれた食料システムの確立を推進する必要がある。環境と調和のとれた食料システムの確立に向けては、気候変動対策と併せて、生物多様性の保全を図ることが重要である。このため、「農林水産省生物多様性戦略」（令和５年３月改定）に基づき、生物多様性保全を重視した農業生産や技術開発等のネイチャーポジティブに資する取組を着実に進める必要がある。

有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するだけでなく、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものである。有機農業の取組面積は、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビレッジ」の創出の推進等により、2022 年度には約 3 万 ha まで拡大した。特に有機 JAS 認証農地は平成 25 年から令和 5 年の 10 年間で 2.2 倍に拡大している。また、「食料・農業・農村基本計画」においては、有機農業に関する 3 つの KPI（①有機農業の取組面積、有機農業の産地づくりに取り組む市町村数、有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合）が設定され、その推進が図られている。このほ

か、みどりの食料システム法に基づき、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む特定区域（モデル地区）が 34 道府県で 83 区域設定され、うち有機農業は 69 区域に及ぶ（令和 8 年 2 月 10 日時点）。

こうした情勢の変化も踏まえ、有機農業や市民農園など様々な生産体系に鑑みた地域全体での病害虫・雑草管理や、多様な関係者との連携体制の構築又は見直しを検討する必要性が増しているほか、有機の農業生産での顕在化が見込まれる病害虫・雑草に対応する防除技術の開発、機械除草体系の確立など有機の農業生産に適した防除技術の開発が求められる。

3. 広域型総合防除の基本的な考え方

（1）広域型総合防除について

広域型総合防除とは、地域単位又はより広域な範囲で病害虫・雑草の発生及び増加を抑制し、農作物への損害の発生を軽減するため、関係者による病害虫・雑草防除に係る課題の認識、防除に係る取組の目的及び役割分担の共有から、防除対策として取り組むべき選択肢（耕種的防除・物理的防除・生物的防除・化学的防除）及び措置（予防に関する措置、防除に関する措置の要否並びにその方法及び実施時期の適切な判断、防除に関する措置）の総合的な検討、並びにその実践までを指す。

他方、現在、各地域で行われている共同防除（一斉防除）には、一定規模での農薬散布（例：農業支援サービス事業者等を活用した無人航空機等による農薬散布、防除暦に基づくタイミングを合わせた農薬散布）、集落単位でのほ場周辺の草刈りや水路の泥上げ等が挙げられるが、これらは、広域型総合防除を構成する取組の 1 つであり、それら個別の防除措置を実践するだけで広域型総合防除体制が構成されるものではない。

なお、取り組むべき防除対策、関わる者及び取組範囲の違いにより、広域型総合防除の体制として以下のようなケース分けが考えられるが、どのケースが最適であるかは、地域の実情や対象とする病害虫・雑草により異なり、同一の病害虫・雑草であっても必ずしも取りうるケースが 1 つに限定されるものではない。以下に想定されるケースを示す。

ケース① 同一行政区域における一定の地域内での連携

概要	「総合防除の実践に係る基本的な考え方」を前提として、地域一体となり利用可能な防除対策（選択枝及び措置）を検討し、対象病虫害・雑草の防除に合理的かつ最適な取組を総合的に実践するもの。
求められる取組	以下 A. ～C. の取組が求められる。 A. 地域の関係者による課題の認識、取組目的及び役割分担の共有、防除対策の総合的な検討、取組の実践に関する合意形成（理解の醸成） B. 関係者による総合防除実践体制の構築・強化 C. A. 及び B. に基づく、地域一体となった総合的な取組の実践、防除指導者による農業者へのフォロー及び取組の改善等
取組範囲	地域単位かつ農地内での取組が基本となる。 （なお、ここでいう地域とは、例えば大字単位での範囲が想定されるが、特定の範囲を規定するものではなく、必要に応じて複数地域が個々に上記取組を行い又は連携し、より広範囲で取り組む場合もありうる。）
想定される対象病虫害及び取りうる対応※	果樹カメムシ類（地域一斉の薬剤散布）、飛翔性チョウ目害虫（広域での性フェロモン剤の設置）、スクミリンゴガイ（水路の泥上げ）等

※：例示する病虫害はケース①に限ったものではなく、ケース②又はケース③にも該当しうる。

ケース② 同一行政区域における部局横断連携

概要	担当部局の域を超えた協力・連携を伴う防除対策を実践するもの。例えば、放任園や農地外の病虫害・雑草の発生源、農地への侵入・まん延経路の管理等を必要とするもの。
求められる取組	ケース①に示す取組を基本として、更に、地域の植物防疫関係者だけでは対応が困難な課題に対するために、植物防疫担当でない部局（環境、河川管理、林野等）や当該部局の関連団体等の協力・連携により、対象とする病虫害・雑草の防除に必要な取組の実践が求められる。
取組範囲	地域単位及び農地内での取組のみならず、ほ場外の場所での取組も含まれる。 なお、必要に応じて複数地域が個々に上記取組を行い又は連携し、より広範囲で取り組む場合もありうる。
想定される対象病虫害及び取りうる対応	斑点米カメムシ類（河川等の草刈り）、ナガエツルノゲイトウ（水路での管理）、クビアカツヤカミキリ（街路樹での防除）等

ケース③ 複数の行政区域にまたぐ連携

概要	市区町村、地域振興局又は都道府県域を超えた協力・連携を伴う防除対策（行政区域を超えた病虫害・雑草の発生情報や対策の共有等）を実践するもの。
求められる取組	ケース①及びケース②に示す取組を基本としつつ、農作物に与える損害（経済的被害）や地域産業に与える影響の大きさ等に鑑みて、行政区域を超えた情報・防除対策の共有及び連携、必要な取組の実践が求められる※。必要に応じて、当該農作物の流通や加工等に関わる民間企業、関係団体等を関係者に含めることも求められる。
取組範囲	行政区域を超える。
想定される対象病虫害及び取りうる対応	トビイロウンカ（行政区域を超えた飛来情報の共有）、さつまいも基腐病（民間企業を含めた対策チームの設置）等

※：ケース②に示す担当部局の域を超えた協力・連携は、必ずしも必要とならない場合もある。

（参考）広域型総合防除に関する国際的な考え方

農家単位ではない広域での総合防除の実践について、諸外国では、一般的に”Area Wide IPM” 又は”Area Wide Pest Management”（以下「AW-IPM」という。）等の表現が用いられている。

FAO（国際連合食糧農業機関）／IAEA（国際原子力機関）から2007年及び2021年に公表されているレポートでは、AW-IPMに関する基本的な考え方として、以下内容が示されている。また、ミバエ類、コドリリング、カンキツグリーニング病等の世界的に植物検疫上重要視される病虫害のほか、ウンカ類等の我が国での国内防除において重要な害虫について、AW-IPMの実践事例が紹介されている。

<AW-IPMに関する基本的な考え方>

- ・古典的なIPMは局所的アプローチであり、協力や調整構造はほとんどない。これに対して、AW-IPMは、非商業的な都市環境、非耕作地域、野生の宿主地域を含む全ての地域の害虫個体数を対象とする、調整された持続可能かつ予防的なアプローチである。
- ・AW-IPMの概念は、遺伝的、生物学的、その他の害虫抑制技術の統合を通じて、地域内の病虫害の総個体群を効果的に制御する上で中心的な役割を果たす。
- ・AW-IPMは、
 - －事後対応型ではなく、予防型戦略を採用する。
 - －時間と空間の観点から病虫害個体群を捉える。これにより、費用対効果が高く持続可能な管理を実現する。
 - －農業だけでなく、自然やその他の地域を含む、より広域にわたる協調的な取組を包含する。
 - －多くの利害関係者間の調整、アプローチの一元管理、コミュニティの強力な関与が必要。

(2) 広域型総合防除の実践が有効と考えられる病虫害・雑草

広域型総合防除が有効な病虫害・雑草として、地域一体で行う防除の有効性の観点から、現時点では表2に示すものが考えられる。

表2 広域型総合防除が有効と考えられる病虫害・雑草の例

区分	対象となりうるもの及びその具体例	
害虫	・移動分散性が高く、地域や園地で発生量・飛来時期の差が大きい ・遊休農地や放任園等が発生源及び増殖源となる、農地外に寄主植物（街路樹、公共用地等）がある、水路を介した農地への侵入・まん延リスクがある 等	・斑点米カメムシ類、チョウ目害虫、果樹カメムシ類、海外飛来性（越境性）害虫 ・クビアカツヤカミキリ、ミカンバエ、スクミリンゴガイ 等
病害	・好適条件下で発生が広範囲・急激に広がる（孢子飛散、風雨によるまん延リスクが高いもの等） ・宿主範囲が広い、中間宿主が存在する ・雑草が伝染源となる、ベクターが存在する ・土壌病害 等	・麦類赤かび病、さつまいも基腐病、てんさい褐斑病 ・果樹の黒星病 ・トマト黄化葉巻病 ・あぶらな科植物根こぶ病 等
雑草	・水路を介した農地への侵入・まん延リスクがある ・機械移動による種子拡散リスクがある 等	・ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ ・帰化アサガオ類、カラスムギ等のイネ科雑草、アレチウリ 等

【参考】広域での防除の取組事例

検討会においては、地域一体となり広域で防除を実施している産地の事例を聞き取り、取組のポイントや関係者の連携体制等を確認した。

事例の概要は表3のとおり。

表3 広域での防除の取組事例

No.	都道府県名	取組概要
1	青森県	モモシクイガの被害抑制のため、全県的な交信かく乱剤の導入推進及び放任園の調査・管理の支援
2	岩手県	水稻害虫に対する地域での育苗箱施用剤の隔年施用及び地域協議会による発生密度調査
3	埼玉県	イネカメムシによる被害軽減のため、地域での広域防除の推奨（予算支援）や対策会議の開催による対策周知
4	富山県	斑点米カメムシ類の発生場所である水田畦畔等の全県的な草刈り運動及び関係機関への公共用地での草刈り要請
5	石川県	草刈りや水路の泥上げを地域ぐるみの農地保全管理として実施
6	鳥取県	イネカメムシによる被害軽減のため、地域での広域防除の推奨（予算支援）や全県的な注意喚起、発生予測の強化
7	高知県	施設栽培なすの黒枯病対策のため、全県的な発病予測システムの開発及び営農支援サービスを活用した適期防除の推進
8	宮崎県	スクミリンゴガイ対策のため、地域での適期の薬剤施用、用水の確保、冬期の耕耘等を実施（モデル地区から他地区に波及）
9	熊本県	トマト黄化葉巻病対策のため、地域協議会を活用した地域単位での作付期間の管理、防除対策の周知徹底等

注）上記取組には、現在も取り組まれているもののほか、過去に実施されていたものの現在は取組が行われていないものも含む。

（３）広域型総合防除体制の構築及び強化に必要な関係者の役割

総合防除の普及・推進に当たっては、総合防除基本指針及び各都道府県の総合防除計画のほか、基本法に定める国及び地方公共団体の責務並びに農業者、食料、農業及び農村に関する団体等の努力規定に即して、地域の実情に応じた関係者の役割分担の下、体制の構築及び強化並びに相互の連携を図ることが重要である。

ガイドラインにおいて、総合防除の推進における関係者の主な（一般的な）役割は、図1のとおり整理されている。

他方、広域型総合防除体制の構築及び強化には、関係者それぞれの立場から、より詳細な役割や留意すべき事項が求められると考えられたことから、検討会で委員から示された意見等に基づき、下記のとおり、現時点で考えられる内容として整理を行った。

総合防除の推進における関係者の主な役割

段階	役割	主な関係者
基盤研究、防除技術の開発	課題の把握及び技術開発の実施 －地域における防除に係る課題に対して、生産管理も含めた解決の方向性を検討、知見の収集、防除技術の研究開発 －様々な関係部局等との調整 等	・国、独立行政法人や大学等の試験研究機関 ・都道府県（主に行政部局、普及指導部局、農業試験場） ・農業者団体（主に全国又は都道府県単位組織） ・民間事業者（防除資材／機器メーカー等）
産地実証・普及推進を通じた技術確立及び改良	産地での実証及び普及による防除技術の確立及び改良、構築された防除体系の広域展開 －実証等による技術確立や普及の推進 －技術内容のフォローアップに必要な関係者との調整 等	・都道府県（主に普及指導部局） ・農業者団体（主に都道府県単位組織） ・防除等に関する専門的知見を持つ団体、民間事業者（防除資材／機器メーカー、コンサル会社等） ・地域の先進的な農業者
技術や情報の提供を含む防除指導	農業者への病虫害・雑草防除に係る技術や情報の提供 －発生予察情報（予報、注意報等）を用いた適時・適切な防除指導 －病虫害・雑草の情報や、防除マニュアル等に基づく個別防除技術の提供 －農業等防除資材の適正使用に関する情報、営農管理ソフトやICT技術の提供 等	・都道府県（普及指導員／農業革新支援専門員、病虫害防除所職員／農業試験場職員）及び市町村 ・農業者団体（営農指導員等） ・民間事業者（防除資材／機器メーカー、ITベンダー） ・防除等に関する専門的知見を持つ団体、都道府県OBや専門家、地域（広域）の防除協議会 ・独立行政法人や大学等の試験研究機関 等
営農活動の総合支援	生産現場の課題解決を総合的に支援 －作業サポート（ドローン散布等の専門作業受託、農業機械設備のシェアリング等、農業現場への人材供給） －データ分析による判断サポート 等	・都道府県（主に普及指導部局）及び市町村 ・農業者団体（営農指導員等） ・防除等に関する専門的知見を持つ団体、民間事業者（防除資材／機器メーカー、ITベンダー、コンサル会社等） 等

※太字は、現状特に関わっていると考えられる者

図1 ガイドラインに示す総合防除の推進における関係者の主な役割

① 関係者間の連携等に関する基本的課題

- ・住民を含む関係者間での共通認識（広域型総合防除を実践する目的、必要性、問題点等）の形成、地域全体で総合防除に取り組む意義の醸成、役割分担・責任範囲の明確化が必要。
- ・関係者間で重視したい点異なるため、全体を俯瞰して各関係者の立場及び利害を調整できるコーディネーターの存在が必要不可欠。また、地域ごとに、広域型総合防除に関する協議会を立ち上げることも有効ではないか。
- ・関係者が求める必要な情報の収集及び整理、関係者に迅速に情報共有できる体制の構築が必要。
- ・担当者の異動や世代交代を見越した取組の持続性が図られるよう、人材・体制の育成が必要。
- ・系統出荷する農業者は農業者団体や地域の防除協議会を通じた連携が容易であるが、系統外の農業者との関係構築が課題。
- ・遊休農地や荒廃農地等、病虫害・雑草の発生源となる場所へのアプローチの検討が求められる。
- ・農薬散布以外の防除委託に係る作業（現地確認、散布範囲の地図作成、請求等）の労力が大きいため、今後は一層のデジタル化の推進が必要。
- ・広域型総合防除体制の構築のためには、営農管理システムや地理情報システムを活

用した、地域の情報の一元管理及び関係者間の情報共有が効果的ではないか。

② 都道府県や市町村の役割

- ・広域型総合防除の実施に当たっては、防除指導と総合支援が特に重要と考えられる。そのため、都道府県の役割として、以下の対応が求められる。
 - －関係者一同で取り組む体制づくり（関係者間での「目的/危機感」の共有、役割分担/責任範囲の明確化、情報共有体制（手段）の整備、発生予察体制の運用等）
 - －生産者組織、市町村、JA等の営農指導機関への技術支援及び指導
 - －PDCA サイクルによる効果の評価及び改善による、広域型総合防除の取組の継続
- ・また、市町村単位でモデル実証を行い横展開を図るケース、又は複数の市町村が連携して取り組むケースが考えられることから、広域型総合防除においては、市町村も重要な関係者として位置付けられる。
- ・普及指導部局や普及指導員には、総合支援のコーディネーター、データ分析による判断サポート、予算事業や制度活用の支援等の役割が求められる。

（参考）

「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（令和7年7月3日付け7農産第1605号農林水産省農産局長通知）（抜粋）

第1 基本的な考え方

2 普及指導員の役割

協同農業普及事業において、普及指導員（農業革新支援専門員を含む。）は、高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び普及や、農業者の経営支援等を行うスペシャリスト機能を有している。また、農業者、農業者団体、試験研究機関に加え、（略）多様な関係者の有機的な連携の構築や地域の合意形成の促進等を行うコーディネート役を担うことを通じた産地のプロデュース機能を有している。

<地域のコーディネーター役について>

コーディネーターに求められる役割としては、関係者間の共通認識の形成、役割整理（利害調整）、情報収集及び現場への提供、スケジュール調整、継続性の担保等が挙げられる。

また、普及指導部局や普及指導員がコーディネーター役を担うのみならず、取り組み範囲や対象作物の違い等によっては、以下のように、他の関係者もコーディネーター役としてサポートするなどケースバイケースでの対応が考えられる。

－広域型総合防除を単一の市町村又は生産組織で取り組む場合には、普及指導機関（農業革新支援専門員を含む。）及び公設試験場が、広域型総合防除を単一の普及指導機関の活動範囲を超えて取り組む場合には、農業革新支援専門員及び公設試験場が、コーディネーター役として適当となるのではないかと。ただし、特定の市町村内での取組の場合であって、農産物の生産振興に関わる職員の確保が可能

な場合には、市町村が事務局を担うことも可能ではないか。

- 一 農業者団体の営農指導員や、都道府県単位の防除等に関する専門的知見を有する団体（都道府県内の植物防疫協会等）も、地域のコーディネーターとなりうる。
- 一 水稻や麦、大豆等（土地利用型作物）と園芸とでは農業者団体の役割が異なると考えられる。園芸に関しては、地域の生産部会の存在に鑑みると農業者団体がコーディネーター役を担えるのではないか。
- 一 農業支援サービス事業者は、副次的にコーディネーター役を担えるのではないか。

③ 農業者団体の役割

- ・ 病虫害等の発生情報の早期共有、栽培暦等の作成及び共有等により、生産部会等を活用した農業者間でのネットワーク構築が求められる。
- ・ 農業者への発生予察情報の周知、適期防除の支援、ドローン等省力化技術の導入による営農支援が求められる。（例えば、防除を効率的に行うために、JA が地域の防除主体となり、農家への効果的な情報・サービスの提供等が期待できる。）
- ・ 地域協議会の運営補助や地域計画の策定・ブラッシュアップと関連した、行政部局との連携が期待される。
- ・ 営農指導員の活動範囲（地域 JA）を超えて対応が必要となる場合には、各 JA 間や広域本部（JA 全農県本部、JA 経済連等）又は市町村との連携も必要となる。
- ・ 対象とする品目によって農業者団体の役割が変わる可能性が考えられる。水稻、麦、大豆等（土地利用型作物）では、系統出荷者及び系統外出荷者の相互理解が必要となるため、広域型総合防除の実施に当たっては、都道府県や市町村がリーダーとなり、関係者をまとめる必要がある。園芸（野菜）については、多くが共同販売であるため、農業者団体がリーダーとなり生産部会と連動することにより、円滑な体制の構築が期待される。ただし、系統外出荷を行う生産者に対しては、都道府県・市町村によるフォローが必要となる。

④ 農業支援サービス事業者の役割、その効果的な活用求められる事項

- ・ 農業支援サービス事業者は、技術的アドバイス、作業支援、調査や情報整理・分析支援等を行うことが期待されることから、広域型総合防除体制の重要な構成員である。同事業者に地域のコーディネーター役まで求めるものではないと考えられるが、コーディネーター役の補助を担うことができるものと考えられる。
- ・ また、地域ごとに対処すべき課題は様々であることから、農業支援サービス事業者も交えて課題の優先度を検討する必要がある。
- ・ 農業者や地域は、サービスを利用することによって、防除に不足する人員や技術を補い、専門技術の恩恵を受けることができる。このため、農業者又は地域が農業支援サービスをより効果的に利用するためには、事業者から提供されるサービス内容に関する農業者への情報提供や、農業者又は地域と農業支援サービス事業者とをマッチング（サービスの内容、価格、臨機防除への対応可否等）する仕組みづくりが有効ではないか。両者のニーズのマッチングは、質の高いサービスの普及推進にも効果的で

あると考えられる。地域の農業者団体が農業支援サービス事業者として防除作業を担っている事例もある。

- ・他方、農業支援サービス事業者の活用に対して農業者には経費負担が生じることから、サービスを提供することの目的や意義、事業者が提供するサービスによりできること／できないことを農業者に明確に示す必要がある。
- ・農業支援サービス事業者においては、防除に関する手法や提供するサービスレベルの明確化、農薬散布に係る品質や管理の向上が求められる。また、無人航空機による農薬散布に関しては、一層効率的かつ効果的な農薬散布に資する無人航空機及び散布装置の開発が必要とされる。

(参考)

- ・「農業支援サービスにおけるスタートアップ・事業立上げガイド」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service_suguide.html
- ・農業支援サービスにおける標準ガイドライン
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service_hiyoujun.html
- ・農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/attach/pdf/service-153.pdf>

4. 今後の展望

(1) 都道府県間の連携強化（課題解決に向けた研究開発、実証等の分担及び協力）について

農林水産省は、毎年度、地方農政局が主催する地域研究・普及連絡会議等を通じて、農研機構及び都道府県の行政、研究及び普及の関係者から研究開発を中心とした現場ニーズを収集及び取りまとめ、研究課題等の具体化の参考となるよう農林水産省 HP に掲載している¹。

防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等について、「総合防除基本指針」（令和4年農林水産省告示第1862号）では、指定有害動植物の総合防除の推進体制として、都道府県、独立行政法人や大学等の試験研究機関及び農業者団体それぞれの連携の必要性が示されているが、上記のように具体的な研究開発事項等が明確となっている現場ニーズについては、当該ニーズの地域性の有無を考慮しながら、研究開発等の分担及び協力体制を構築及び強化することが一層求められる。

また、同指針に即して、国が、得られた知見や確立された防除技術等に関する優良事例等の収集及び整理を行いウェブサイトに掲載等することで、都道府県等への情報提供に努め、都道府県等による農業者への防除指導や農業者自らが総合防除に取り組みやすい環境の整備を行うとともに、優良事例に関する取組の横展開を図ることが重

¹ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_needs/kadai.html

要である。

(2) 広域型総合防除に関する研究等について

以下の研究事業及び予算事業を活用し、科学的知見や取組事例の集積を行うことによって、ガイドラインに示す広域型総合防除体制のあり方の更なる検討、及び地域一体となった防除対策の検討及び実践体制の構築の推進を図る必要がある。

① 研究事業

農地以外等の場所の有無や周辺環境（植生）の違いによる病虫害等の発生及びまん延のリスク分析を行い、リスクに応じた管理措置（防除対策）の効果を検証することにより、利用可能な防除手段を合理的に組み合わせる総合防除の考えを基本とする、地域一体となった防除対策の検討及び実践（以下「広域型総合防除」という。）体制の構築を図る必要がある。

併せて、今後ニーズの拡大が想定される農業支援サービスについて、サービスを提供する事業者が広域型総合防除体制にどのように関わり、防除受託のみならず地域の取りまとめ等の作業・判断サポートを行うべきであるか、広域型総合防除体制モデルの検証を通じて基本的な考え方や留意点等を整理する必要がある。

このため、令和8年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業（うち短期課題解決型研究）を活用し、以下の研究課題に取り組む。

- ・我が国の食料安全保障上最も重要な水稻においては、農地周辺の雑草地や常緑針葉樹林を発生及び繁殖源とする斑点米カメムシ類に対する防除の必要性が全国的に増している。このため、斑点米カメムシ類について、農地以外等の場所の有無や周辺環境（植生）の違いによる発生及びまん延のリスク分析を行い、リスクに応じた管理措置（防除対策）の効果を検証する。
- ・今後ニーズの拡大が想定される農業支援サービスについて、防除受託事例の多い水稻と、今後更なる農業支援サービス事業者の活用が期待される果樹を対象作物として、広域型総合防除体制を構築するための農業支援サービス事業者の関わり方（行政組織や農業者団体等との連携、農薬散布請負以外のサービス提供のあり方、適切な病虫害防除の観点からサービス提供にあたり留意すべき事項など）について、先行事例や各地域の具体的課題を踏まえつつモデルの検証を行い、基本的な考え方を取りまとめる。

② 広域型総合防除体制の構築推進

令和8年度予算（概算決定）においては、消費・安全対策交付金（うち病虫害の防除の推進）において、病虫害防除所や農業団体に加え、サービス事業体やメーカー等の幅広い関係者と産地が連携し、それぞれの機関の特性を最大限に活かし、地域一体となった効果的・効率的な新たな防除体制の構築が支援されている。

(2) 広域型総合防除の体制構築に当たって利用可能な関係施策について

ー地域計画に基づく地域での話し合い

令和5年の改正農業経営基盤強化促進法により、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、地域計画を策定（令和7年4月末時点：1,615市町村、18,894地区）している。

地域計画の目的は、地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、農業者の減少下における10年後の農地利用の明確化（目標地図）を通じた①将来にわたる適正な農地利用の確保、②農地の集約化の推進による生産性向上にある。地域計画には、継続的な見直し・ブラッシュアップが求められることから、農用地の集積、集約化の方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針等の協議に併せて、病害虫・雑草による被害防止対策を検討することは有益であると考えられる。

ー地方創生

地域一体となった防除の実現は、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～に資する施策と位置付けられている。また、基本構想で示された方針を踏まえ、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和7年12月23日閣議決定）において、地域における高付加価値型産業創出に貢献する施策と位置付けられている（下記参照）。

（参考）

(45) 地域一体となった防除の実現

従来の個々の生産者による病害虫防除から、地域全体で取り組む、より効果的・効率的な病害虫防除への転換を図るため、関係府省庁、生産者、農業組織に加え、新たに農業支援サービス事業者等の民間事業者も参画した、幅広い関係者が連携し、地域一体となって取り組む防除体制の整備と導入を推進する。

5. むすびに

令和7年度に開催された検討会では、地域の取組事例も参考に、広域型総合防除の基本的なあり方、実施体制やその構築にあたり想定される課題等を取りまとめた。

今後、令和8年度から予定されているレギュラトリーサイエンス研究推進委託事業や、交付金による地域での広域型総合防除の体制構築推進、スマート農業技術の現場導入及びこれを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等により新たな知見や課題の収集を踏まえ、本中間とりまとめの更新を検討したい。

以上

● 病虫害防除体制に関する検討会 開催状況

第1回：2025年9月2日（web開催）

主な議題：地域一体となった病虫害・雑草防除の取組事例について

第2回：2025年10月7日（web開催）

主な議題：地域一体となった病虫害・雑草防除の取組事例について、
広域型総合防除の基本的考え方について

第3回：2025年12月18日～26日（書面開催）

主な議題：広域型総合防除の基本的考え方について

第4回：2026年3月25日（web開催）

主な議題：広域型総合防除の基本的考え方について（中間とりまとめ）